6　施行令第四十条の四の四第十四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　施行令第四十条の四の四第六項各号に掲げる費用　次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　施行令第四十条の四の四第六項第一号に掲げる費用　受贈者の戸籍の謄本その他の書類で当該費用に係る婚姻の事実及び当該婚姻の年月日を証するもの

ロ　施行令第四十条の四の四第六項第二号に掲げる費用　次に掲げる書類（(2)に掲げる書類に受贈者又は当該受贈者の配偶者が同号の家屋に居住する旨の記載がある場合には、(1)及び(2)に掲げる書類）

(1)　当該受贈者の戸籍の謄本その他の書類で当該費用に係る婚姻の事実及び当該婚姻の年月日を証するもの

(2)　施行令第四十条の四の四第六項第二号に規定する賃貸借契約に係る契約書の写しその他の書類で当該賃貸借契約を締結した者及び契約年月日を証するもの

(3)　当該受贈者又は当該受贈者の配偶者の住民票の写しその他の書類で当該受贈者又は当該受贈者の配偶者が施行令第四十条の四の四第六項第二号の家屋を居住の用に供したことを証するもの

ハ　施行令第四十条の四の四第六項第三号に掲げる費用　次に掲げる書類

(1)　受贈者の戸籍の謄本その他の書類で当該費用に係る婚姻の事実及び当該婚姻の年月日を証するもの

(2)　受贈者の住民票の写しその他の書類で当該受贈者が施行令第四十条の四の四第六項第三号の家屋に転居をした事実及び当該転居の年月日を証するもの

二　施行令第四十条の四の四第七項各号に掲げる費用　次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　施行令第四十条の四の四第七項第一号に掲げる費用（受贈者の配偶者に係るものに限る。）　当該受贈者の配偶者の住民票の写しその他の書類で当該費用に係る当該受贈者の配偶者の氏名及び当該受贈者の配偶者である旨を証するもの

ロ　施行令第四十条の四の四第七項第二号に掲げる費用　次に掲げる書類

(1)　受贈者の配偶者の住民票の写しその他の書類で当該費用に係る当該受贈者の配偶者の氏名及び当該受贈者の配偶者である旨を証するもの（当該費用が当該受贈者の配偶者に係るものである場合に限る。）

(2)　当該費用に係る出産の事実及び当該出産の年月日を証する書類

ハ　施行令第四十条の四の四第七項第三号又は第四号に掲げる費用　受贈者の子の住民票の写し、戸籍の謄本その他の書類でこれらの費用に係る当該受贈者の子の氏名及び生年月日並びに当該受贈者の子である旨を証するもの

7　前項の規定にかかわらず、受贈者が既に取扱金融機関の営業所等に提出した法第七十条の二の三第七項に規定する領収書等（第九項第一号において「領収書等」という。）に係る前項各号に定める書類と同一の書類を提出することとなる場合には、当該書類は、提出することを要しない。

8　施行令第四十条の四の四第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

二　前号の受贈者の配偶者となる予定の者の氏名、住所又は居所及び生年月日

三　婚姻の予定年月日

四　施行令第四十条の四の四第十五項に規定する提出期限までに第六項第一号に定める書類を提出することを約する旨

9　法第七十条の二の三第八項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　領収書等　当該領収書等又はその写しを各人別に整理し保存する方法

二　法第七十条の二の三第八項に規定する記録　当該記録を各人別に整理し保存する方法

10　施行令第四十条の四の四第二十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二　前号の受贈者が既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に係る取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地

三　前号の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した非課税拠出額、贈与者の氏名及び当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

四　前号の非課税拠出額のうち施行令第四十条の四の四第二十六項第一号に規定する遺留分による減殺の請求又は同項第二号に規定する取消権の行使があつた部分の額並びに当該遺留分による減殺の請求又は取消権の行使の基因となつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

五　その他参考となるべき事項

11　施行令第四十条の四の四第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二　前号の受贈者が既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に係る取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地

三　前号の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した非課税拠出額、贈与者の氏名及び当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

四　前号の非課税拠出額がないこととなつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

五　その他参考となるべき事項

12　施行令第四十条の四の四第三十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二　施行令第四十条の四の四第三十二項に規定する変更前の氏名、住所若しくは居所又は個人番号及び変更後の氏名、住所若しくは居所又は個人番号

三　その他参考となるべき事項

13　施行令第四十条の四の四第三十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二　施行令第四十条の四の四第三十三項に規定する移管前の営業所等の名称及び所在地並びに同項に規定する移管先の営業所等の名称及び所在地

三　その他参考となるべき事項

14　施行令第四十条の四の四第三十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第七十条の二の三第二項第二号に規定する結婚・子育て資金管理契約（以下この条において「結婚・子育て資金管理契約」という。）に関する事務の全部の移管がされた施行令第四十条の四の四第三十六項に規定する移管先の営業所等の名称、所在地及び法人番号並びにその移管がされた年月日

二　前号の結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地

三　第一号の移管があつた結婚・子育て資金管理契約に係る結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

四　前号の受贈者が既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した非課税拠出額並びに取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

五　その他参考となるべき事項